

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

飛驒市の区域内の字の区域変更

(市町村課) 八二八<sup>ページ</sup>

### 監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果

(監査委員) 八三一

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件  
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証  
土地改良区役員の退任及び就任

(商業流通課) 八三三  
(都市政策課) 八三三  
(西濃農林事務所) 八三六

### 正誤

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(西濃農林事務所) 八三八

## 告示

第二千二百十七号

平成二十三年一月十八日

(火曜日)

岐阜県告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、飛驒市の区域内の字の区域を変更した旨飛驒市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
河合町元田字中之瀬向	河合町新名字長老頭の全部、河合町上ヶ島字長老頭の全部、字中ノ瀬向の全部
河合町元田字千島尾	河合町上ヶ島字やせをの全部、河合町元田字シナノ保木向の全部
河合町元田字千島	河合町元田字千島平の一部
河合町元田字さが志	河合町元田字まがりの一部

この処分は、平成二十三年一月十八日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 掲示場 県庁及び飛驒市役所
- 二 掲示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間 平成二十三年一月十九日から

岐阜県告示第二十六号

同 年二月八日まで

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、飛騨市の区域内の字の区域を変更した旨飛騨市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
河合町大谷字枔	河合町大谷字細谷の一部、字細谷口の一部、字高畑の一部、字大枔沼の一部、字上川向の一部、字あだのがいとの一部
河合町大谷字細谷	河合町大谷字細谷口の一部、字高畑の一部
河合町大谷字かりやす	河合町大谷字あだのがいとの一部、字長さこの全部、字清水平の一部、字深谷の一部
河合町大谷字畑	河合町大谷字深谷の一部
河合町大谷字深谷	河合町大谷字下川向の一部
河合町大谷字大枔沼	河合町大谷字上川向の一部
河合町大谷字向垣内	河合町大谷字前平の全部

この処分は、平成二十三年一月十八日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲示場 県庁及び飛騨市役所
- 二 掲示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間 平成二十三年一月十九日から  
同 年二月八日まで

岐阜県告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、飛騨市の区域内の字の区域を変更した旨飛騨市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
宮川町打保字ツベタ谷	宮川町打保字清水平の一部

この処分は、平成二十三年一月十八日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲示場 県庁及び飛騨市役所
- 二 掲示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲示期間 平成二十三年一月十九日から  
同 年二月八日まで

岐阜県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、飛騨市の区域内の字の区域を変更した旨飛騨市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
神岡町吉田字森ノ上	神岡町吉田字向畑の一部
神岡町吉田字中田洞	神岡町吉田字つか田の一部、字西垣内の一部

神岡町吉田字大サコ	神岡町吉田字上ノ垣内の一部
神岡町吉田字菅沢上	神岡町吉田字山口の一部、字荒木谷の一部

この処分は、平成二十三年一月十八日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 揭示場 県庁及び飛騨市役所
- 二 揭示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 揭示期間 平成二十三年一月十九日から  
同 年二月八日まで

岐阜県告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、飛騨市の区域内の字の区域を変更した旨飛騨市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は揭示場に揭示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
神岡町山田字トコナベ	神岡町山田字上田の一部
神岡町山田字宮ヶ洞	神岡町山田字宮ノ洞の一部、字山本の一部

この処分は、平成二十三年一月十八日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 揭示場 県庁及び飛騨市役所

- 二 揭示物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 揭示期間 平成二十三年一月十九日から  
同 年二月八日まで

### 監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十二年十二月二十七日に執行した財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

平成二十三年一月十八日

岐阜県監査委員 伊藤 正博  
 岐阜県監査委員 矢島 成剛  
 岐阜県監査委員 帆刈 信一  
 岐阜県監査委員 水谷 雄二  
 岐阜県監査委員 神戸 正雄

#### 第1 監査実施団体数

区 分	監査実施団体数	監査結果件数		所管機関 指導事項等
		指摘事項	指導事項	
補助金等交付団体	11	1	0	1
				0

#### 第2 監査結果

監査の結果、1団体において、1件の指導事項が認められた。

補助金等交付団体

実施年月日	補助金等の名称	実施団体名	指摘事項	指導事項
平成22年12月27日	岐阜県私立学校 教育振興費補助 金	学校法人佐々木学園	なし	なし



公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年一月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年一月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ギガス

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ関店

関市倉知字寺前六一三番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十三年九月八日

五 店舗面積

三、五七四平方メートル

六 駐車場の収容台数

一七〇台

七 荷さばき施設の面積

三四・五平方メートル

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市真砂町、千石町、梅ヶ枝町、梅河町、八ツ梅町、菅原町、若宮町及び本郷町の一部（駅北 第二調査区）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（真砂町、千石町、梅ヶ枝町、梅河町、八ツ梅町、菅原町、若宮町及び本郷町の一部）の地籍図

岐阜県岐阜市（真砂町、千石町、梅ヶ枝町、梅河町、八ツ梅町、菅原町、若宮町及び本郷町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市栗矢田町、老松町及び天王町の全部並びに元町、元住町、高森町、溝

旗町、東金宝町、竜田町、白山町、長旗町、長住町及び清住町の一部（駅北 第二調査区）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（栗矢田町、老松町及び天王町の全部並びに元町、元住町、高森町、溝旗町、東金宝町、竜田町、白山町、長旗町、長住町及び清住町の一部）の地籍図  
岐阜県岐阜市（栗矢田町、老松町及び天王町の全部並びに元町、元住町、高森町、溝旗町、東金宝町、竜田町、白山町、長旗町、長住町及び清住町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市妻木町及び下石町の一部（妻木西山）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（妻木町及び下石町の一部）の地籍図  
岐阜県土岐市（妻木町及び下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市駄知町の一部（駄知第3）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍図  
岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市河合町元田、上ヶ島及び新名の一部（元田）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市(河合町元田、上ヶ島及び新名の一部)の地籍図  
岐阜県飛騨市(河合町元田、上ヶ島及び新名の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市河合町大谷の一部(大谷)

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市(河合町大谷の一部)の地籍図

岐阜県飛騨市(河合町大谷の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市宮川町打保の一部(打保)

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市(宮川町打保の一部)の地籍図

岐阜県飛騨市(宮川町打保の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市宮川町打保の一部(打保)

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市(宮川町打保の一部)の地籍図

岐阜県飛騨市(宮川町打保の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
飛騨市

二 調査を行った地域  
岐阜県飛騨市神岡町吉田の一部（吉田）（）

三 調査を行った期間  
平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
飛騨市

二 調査を行った地域  
岐阜県飛騨市神岡町山田の一部（山田）（）

三 調査を行った期間  
平成十八年度から平成二十一年度

地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町山田の一部）の地籍図  
岐阜県飛騨市（神岡町山田の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十三年一月十八日

平成二十三年一月十八日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
下呂市

二 調査を行った地域  
岐阜県下呂市御厩野の一部（御厩野4）

三 調査を行った期間  
平成十七年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県下呂市（御厩野の一部）の地籍図

岐阜県下呂市（御厩野の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十三年一月十八日

平成二十三年一月十八日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	就 任 年 月 日	役 名	氏 名	住 所	土 地 改 良 区 名	退 任 年 月 日	役 名	氏 名	住 所
神 戸 町 南 部 土 地 改 良 区	平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 七 日	理 事	清 水 正	安 八 郡 神 戸 町 大 字 南 方 一 五 九 番 地	土 地 改 良 区		理 事	清 水 正	安 八 郡 神 戸 町 大 字 南 方 一 五 九 番 地
		同	鈴 木 幸 雄	大 字 前 田 一 一 三 番 地			同	鈴 木 幸 雄	大 字 前 田 一 一 三 番 地
		同	吉 田 貞 男	大 字 瀨 古 二 五 七 番 地 の 一			同	吉 田 貞 男	大 字 瀨 古 二 五 七 番 地 の 一
		同	野 村 守	大 字 西 保 一 六 一 六 番 地 の 一			同	野 村 守	大 字 西 保 一 六 一 六 番 地 の 一
		同	日 比 野 一 雄	大 字 中 沢 六 二 三 番 地 の 二			同	日 比 野 一 雄	大 字 中 沢 六 二 三 番 地 の 二
		同	川 瀨 正 則	大 字 瀨 古 二 七 七 番 地			同	川 瀨 正 則	大 字 瀨 古 二 七 七 番 地
		同	名 和 一 美	大 字 加 納 七 二 番 地			同	名 和 一 美	大 字 加 納 七 二 番 地
		同	馬 淵 勝 美	大 字 南 方 一 二 三 番 地 の 二			同	馬 淵 勝 美	大 字 南 方 一 二 三 番 地 の 二
		同	飯 田 七 郎	大 字 西 保 九 一 六 番 地			同	飯 田 七 郎	大 字 西 保 九 一 六 番 地
		同	林 正 一	大 字 更 屋 敷 三 九 番 地 の 二			同	林 正 一	大 字 更 屋 敷 三 九 番 地 の 二
		同	石 崎 隆 博	大 字 下 宮 一 八 一 番 地			同	石 崎 隆 博	大 字 下 宮 一 八 一 番 地
		同	馬 淵 利 美	大 字 八 条 三 七 番 地			同	馬 淵 利 美	大 字 八 条 三 七 番 地
		同	増 田 弘	大 垣 市 草 道 島 町 七 二 四 番 地			同	増 田 弘	大 垣 市 草 道 島 町 七 二 四 番 地
		同	大 場 俊 夫	安 八 郡 神 戸 町 大 字 和 泉 八 三 五 番 地			同	大 場 俊 夫	安 八 郡 神 戸 町 大 字 和 泉 八 三 五 番 地
		同	高 橋 和 久	大 字 更 屋 敷 六 八 番 地 の 一			同	高 橋 和 久	大 字 更 屋 敷 六 八 番 地 の 一
		監 事	大 場 義 照	大 字 和 泉 七 九 二 番 地			監 事	大 場 義 照	大 字 和 泉 七 九 二 番 地
		同	竹 中 讓	大 字 加 納 一 七 四 番 地			同	竹 中 讓	大 字 加 納 一 七 四 番 地
		同	水 野 和 義	大 字 西 保 一 六 一 八 番 地			同	水 野 和 義	大 字 西 保 一 六 一 八 番 地

神 戸 町 南 部 土 地 改 良 区 <th>平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 八 日</th> <th>理 事</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> <th>神 戸 町 南 部 土 地 改 良 区 <th>平 成 三 十 三 年 一 月 十 八 日</th> <th>理 事</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </th>	平 成 三 十 三 年 三 月 三 十 八 日	理 事	氏 名	住 所	神 戸 町 南 部 土 地 改 良 区 <th>平 成 三 十 三 年 一 月 十 八 日</th> <th>理 事</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th>	平 成 三 十 三 年 一 月 十 八 日	理 事	氏 名	住 所
		同	鈴 木 勲	安 八 郡 神 戸 町 大 字 前 田 九 八 番 地 の 一			同	鈴 木 勲	安 八 郡 神 戸 町 大 字 前 田 九 八 番 地 の 一
		同	清 水 正	安 八 郡 神 戸 町 大 字 南 方 一 五 九 番 地			同	清 水 正	安 八 郡 神 戸 町 大 字 南 方 一 五 九 番 地
		同	馬 淵 勝 美	一 一 三 番 地 の 二			同	馬 淵 勝 美	一 一 三 番 地 の 二
		同	林 正 一	安 八 郡 神 戸 町 大 字 更 屋 敷 三 九 番 地 の 二			同	林 正 一	安 八 郡 神 戸 町 大 字 更 屋 敷 三 九 番 地 の 二
		同	飯 田 七 郎	大 字 西 保 九 一 六 番 地			同	飯 田 七 郎	大 字 西 保 九 一 六 番 地
		同	石 崎 隆 博	大 字 下 宮 一 八 一 番 地			同	石 崎 隆 博	大 字 下 宮 一 八 一 番 地
		同	坪 井 正 和	大 字 中 沢 三 三 九 番 地 の 一			同	坪 井 正 和	大 字 中 沢 三 三 九 番 地 の 一
		同	増 田 弘	大 垣 市 草 道 島 町 七 二 四 番 地			同	増 田 弘	大 垣 市 草 道 島 町 七 二 四 番 地
		同	布 施 豪 信	安 八 郡 神 戸 町 大 字 加 納 二 六 五 番 地			同	布 施 豪 信	安 八 郡 神 戸 町 大 字 加 納 二 六 五 番 地
		同	清 水 孝 朔	大 字 八 条 九 三 番 地 の 一			同	清 水 孝 朔	大 字 八 条 九 三 番 地 の 一
		同	大 場 俊 夫	大 字 和 泉 八 三 五 番 地			同	大 場 俊 夫	大 字 和 泉 八 三 五 番 地
		同	傍 島 一	大 字 瀨 古 二 九 六 番 地			同	傍 島 一	大 字 瀨 古 二 九 六 番 地
		同	清 水 勝 行	大 字 西 保 一 五 八 三 番 地			同	清 水 勝 行	大 字 西 保 一 五 八 三 番 地
		同	高 橋 和 久	大 字 更 屋 敷 六 八 番 地 の 一			同	高 橋 和 久	大 字 更 屋 敷 六 八 番 地 の 一
		同	傍 島 孝 雄	大 字 瀨 古 一 九 九 番 地			同	傍 島 孝 雄	大 字 瀨 古 一 九 九 番 地
		監 事	竹 中 讓	大 字 加 納 一 七 四 番 地			監 事	竹 中 讓	大 字 加 納 一 七 四 番 地
		同	水 野 和 義	大 字 西 保 一 六 一 八 番 地			同	水 野 和 義	大 字 西 保 一 六 一 八 番 地
		同	大 場 尊 美	大 字 和 泉 七 九 三 番 地 の 二			同	大 場 尊 美	大 字 和 泉 七 九 三 番 地 の 二

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名氏 名住 所

五三土地改良区 平成 三・四・六 監事 西 脇 章 養老町根古地 八八二番地

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名氏 名住 所

五三土地改良区 平成 二・二・六 理事 種 田 敏 治 養老町根古地 四八一番地一

正 誤

(原稿誤り)

平成二十年十二月十六日第二千八号 土地改良区役員退任及び就任八三八頁上段後から四行目中「種 田 伸 二」は、「飯 田 伸 二」の誤り。

平成二十三年一月十八日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一 一 ブイ・アール・テクノセンター